

令和5年度 胎内市就学援助制度について

胎内市教育委員会

胎内市では、小中学校へ通う児童生徒をお持ちで経済的に困りの家庭に対し、学校給食費や学用品費等の経費の一部を援助する就学援助を実施しています。就学援助を希望するご家庭は、「就学援助申請希望確認書・就学援助申請書」に必要事項を記入・押印し、提出してください。

1 援助の対象となる世帯

公立の小中学校に通う児童生徒の保護者の方で、次のいずれかに該当する世帯

- | |
|---|
| ① 生活保護を受けている世帯（①は申請不要） |
| ② 生活保護が停止、または廃止された世帯 |
| ③ 世帯員全員の市区町村民税が非課税とされている世帯 |
| ④ 世帯員全員の市区町村民税が減免されている世帯 |
| ⑤ 世帯員全員の国民年金の保険料が免除されている世帯 |
| ⑥ 国民健康保険税（保険料）の減免、または徴収の猶予を受けている世帯 |
| ⑦ ひとり親家庭等で児童扶養手当を受給している世帯（※児童手当ではありません） |
| ⑧ 世帯員全員の合計所得金額が市の定める基準額以下である世帯 |

※ 上記④～⑥を理由に申請する場合は、証明書類を添付してください。

※ 上記⑧の所得基準額は、家族構成や年齢によって異なります。また、世帯員全員の合計所得金額には、同一住所の世帯員（世帯分離している祖父母など）も含めます。下表をご参照ください。

※ 申請される方は、収入の有無にかかわらず、前年分の所得の申告をしてください。

◆市の定める所得基準額（生活保護費基準により算定）の目安は次のとおりです。

世帯人数	家族構成例	所得基準額
4人	父(30代)、母(20代)、子(小学生)、子(小学生)	228万円程度
4人	父(50代)、母(40代)、子(中学生)、子(小学生)	234万円程度
5人	父(40代)、母(40代)、子(中学生)、子(小学生)、子(幼児)	260万円程度

2 提出する書類

- 「就学援助申請希望確認書・就学援助申請書」に必要事項を記入し、学校教育課またはお子さんが就学している学校へ提出してください。※児童生徒1名につき1枚提出してください。
- 令和5年1月1日以降に胎内市に転入された方は、前住所地の「令和5年度（令和4年分）所得・課税証明書」を添付してください。
- 書類不備（記載もれ等）があると、審査ができず否認定になる場合がありますのでご注意ください。

<裏面もご覧ください>

3 認定について

- (1) 申請書の受理後、教育委員会で所得・課税状況、生活保護及び児童扶養手当受給状況、家庭状況等を確認し、審査を行います。
- (2) 審査結果については、後日通知いたします。
- (3) 年度途中で認定要件を満たさなくなった場合は、その時点で認定を取り消します。

4 援助費目及び支給予定額（年額）

援助費目	小学校	中学校	備 考
学用品費	11,630 円	22,730 円	8月・3月を除く月割りで支給します。
通学用品費 (第1学年を除く)	2,270 円	2,270 円	
校外活動費 (宿泊を伴わないもの)	上限 1,600 円	上限 2,310 円	学校行事の活動費を負担した場合に支給します。
校外活動費 (宿泊を伴うもの)	上限 11,345 円	上限 30,455 円	学校行事の活動費を負担した場合に支給します。(年1回)
新入学児童生徒学用品費等	54,060 円	63,000 円	4月に認定を受けた1年生のみ支給します。 ※入学前に受給している場合は、対象となりません。
修学旅行費	実費額	実費額	修学旅行実施日に認定を受けている場合に支給します。
生徒会費	—	上限 5,550 円	負担した場合に支給します。
P T A 会費	上限 3,450 円	上限 4,260 円	負担した場合に支給します。
学校給食費	実費額	実費額	認定日以後に負担した額を支給します。
医療費	実費額	実費額	トラコーマ、結膜炎、慢性副鼻腔炎、う歯など学校の健康診断等で治療指示があった場合が対象です。対象者には、「医療券」を交付しますので、医療券を持参し、医療機関を受診してください。
オンライン学習通信費	月額 1,000 円程度		家庭でのオンライン学習が開始された場合、通信費の一部を支給します。

※ 生活保護を受けている方には、修学旅行費と医療費のみ支給します。

※ 市外の公立小中学校へ通う方には、胎内市から、学校給食費と医療費は支給されません。

※ 市外から市内小中学校へ通う方には、胎内市から、学校給食費と医療費のみを支給します。

※ 援助費は、学期ごとに支給します。支給時期は、1学期分は8月下旬、2学期分は12月下旬、3学期分は3月中旬を予定しています。

5 注意事項

- (1) 就学援助は、毎年度申請が必要です。
- (2) 「特別支援教育就学奨励費」と重複して受給することはできません。
- (3) 年度途中で転居や氏名、家庭状況などに変更が生じたときは、学校教育課へ連絡が必要です。
- (4) 就学援助の認定が取り消されたときは、取消日に遡って就学援助費を返納していただきます。
- (5) 就学援助費は、保護者が指定する預金口座へ振り込みます。ただし、学校諸経費納入状況によっては学校長の判断により、援助費の受領を学校長へ委任し、学校諸経費に充当させていただく場合があります。
- (6) 家庭状況に変更が生じたときは、年度途中でも申請することができます。その場合、申請した月の翌月からの認定となり、認定日以降の経費について援助が受けられます。

○問い合わせ

胎内市教育委員会 学校教育課 学校教育係 (TEL 0254-47-2711 内線2312)